



No412 発行日 令和2年6月20日

編集・発行所

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1

☎059(382)5971/FAX059(382)7330

URL <https://www.suzuka-shakyo.or.jp>

「令和2年度 ふれあい広場鈴鹿」開催の中止について



例年10月に開催しておりました、「ふれあい広場鈴鹿」について、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、障がい者や高齢者など、感染リスクの高い方が多数参加されることで「密」になることが避けられないため、参加者の健康及び安全を第一に考慮し、本年度は中止という苦渋の決断をいたしました。

なお、次年度以降は改めて盛大なイベントが開催できるよう準備を進めてまいりますので、ご理解をいただき、今後ともなにとぞよろしくお願い申し上げます。



“ご存じですか？「成年後見制度」”

「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」では、認知症や知的障がい・精神障がい等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度のご利用をお手伝いいたします。

Q. 成年後見制度とはどんな制度なの？

A.「成年後見制度」は、民法で定められた制度で、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方が、不動産や預貯金等の財産管理や、介護や医療に関する契約を結んだりする場合に、不利益な結果を招かないように、本人を保護し支援する方（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「**法定後見制度**」と、判断能力があるうちに、将来に備えて契約を結んでおく「**任意後見制度**」があります。

Q. 鈴鹿市後見サポートセンターみらいはどんな相談に乗ってくれるの？

※具体的には、次のようなご相談をいただいています。

A. 認知症や障害のために判断能力が十分でない方が、

- ☐「最近、物忘れがひどく、財産管理が一人でできなくなっている」
- ☐「銀行や不動産会社の方等から、成年後見制度の利用を勧められた」
- ☐「介護や福祉サービスの契約手続きを本人が行うことが難しい」
- ☐「頻繁な訪問販売や悪質商法の被害を受けないか心配又は既に被害を受けている」
- ☐「成年後見制度の利用を考えているが、手続きが複雑でよくわからない」



A. 現在は判断能力が十分ある方が、

- ☐「身寄りがなく、将来、認知症等になった際の財産管理や身の周りのことが心配」

上記□にチェックが入る方は、鈴鹿市後見サポートセンターへお気軽にご相談ください。

Q. 後見サポートセンターは他にどんな活動をしているの？

A.成年後見制度についてのご相談をお受けするほかに、家庭裁判所の審判に基づき、鈴鹿市社会福祉協議会が法人として後見活動（法人受任）を行っています。また、成年後見制度の広報・啓発を目的として、地域での集まりや施設研修等の「出前講座（無料）」を随時開催しています。

他にも成年後見制度の普及と親族後見人等の担い手の養成を目的とした、「市民向け成年後見講座（年2回）」の開催も計画しています。

成年後見制度に関するご相談や講座等の開催をご希望される場合は、お気軽に当センターへご連絡ください。



「市民向け成年後見講座」の様子

【お問合せ先】

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 鈴鹿市後見サポートセンターみらい 担当／田中

鈴鹿市神戸地子町383-1（鈴鹿市社会福祉センター内）

TEL:059-373-5737（直通） FAX:059-382-7330

＊相談時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みです）

介護に関する入門的研修(Web研修)

介護未経験者が介護に関する基本的な知識や技術を身につけ、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより介護分野への参入のきっかけを作り、多様な人材の参入を促進するための研修です。

受講方法 インターネットを利用して、本会より配布するテキスト及び講義動画を視聴し、各科目終了後にレポートを提出していただきます。

受講期間 2週間(申込受付後、本会より受講日程を御案内します)

研修期間 全6科目21時間(基礎講座2科目3時間/入門講座4科目18時間)
(※基礎講座のみ、入門講座のみの受講も可能です)

申込期間 令和2年9月1日(火)～令和3年2月5日(金) ※受講は2月26日迄

対 象 三重県内に居住する介護未経験者で定年退職を予定している方や中高年齢者、子育てが一段落した方、学生など、介護に興味があり、介護を学ぶ意欲をお持ちの方。

費用・定員 無料/150名(※先着順・インターネットの通信料は受講者負担です)

そ の 他 ・本研修を修了した受講生には、三重県知事名の修了証明書を交付します。
・本研修にあたっては、インターネットに接続したパソコンが必要です。
・入門的研修修了者には、本会が実施する介護職員初任者研修の130時間を109時間に、生活援助研修の59時間を43時間に短縮して受講することができます。

【申込み・お問い合わせ】(福)三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター TEL:059-227-5160



介護に関する入門的研修(テーマ別研修)

企業・自治体・教育委員会等の退職者セミナーや、学校その他県民によって構成される団体において、これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学び、介護分野へ参入ができるように人材育成することを目的として、インターネットで受けていただく形式の研修です。

対 象 ・申込者：本研修会の開催を希望する三重県内の企業・自治体・教育委員会・学校法人その他の団体
・受講者：三重県内に居住する介護未経験者で定年退職を予定している方や中高年齢者、子育てが一段落した方、学生など、介護に興味があり、介護を学ぶ意欲をお持ちの方。(最低遂行人数は受講者5名以上となります)

内 容 基 礎 コ ー ス：基礎講座(介護に関する基礎知識1.5時間/介護の基本1.5時間)
テーマ別コース：「介護に関する入門的研修(Web研修)カリキュラム」より、申込者が希望する科目(研修内容)を受講(1科目1～1.5時間)

(※基礎コース(基礎講座)の修了者には、三重県知事名の修了証を交付します)

(※基礎コース(基礎講座)の修了者は、「介護に関する入門的研修(Web研修)」の基礎講座が免除されます)

費 用 無料(※インターネットの通信料は受講者負担です)

申込期間 令和2年9月1日(火)～令和3年2月12日(金)

【申込み・お問い合わせ】(福)三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター TEL:059-227-5160

ふれあいふくし総合相談のご案内

新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年6月末まで、ふれあいふくし総合相談は中止とさせていただきます。なお、7月から再開予定ではありますが、新型コロナウイルスの影響で中止となる場合がございます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど、何卒宜しくお願い致します。

7月 ふれあいふくし総合相談のご案内

7 月			11 土	司法書士相談	22 水	心配ごと相談
1 水	心配ごと相談	12 日			23 木	海の日
2 木		13 月	心配ごと相談		24 金	スポーツの日
3 金		14 火	高齢者健康相談		25 土	
4 土	元公証人相談	15 水	心配ごと相談		26 日	
5 日		16 木			27 月	心配ごと相談
6 月	心配ごと相談	17 金			28 火	高齢者健康相談
7 火		18 土	弁護士相談		29 水	心配ごと相談
8 水	心配ごと相談	19 日			30 木	
9 木		20 月	心配ごと相談		31 金	
10 金		21 火				

相談内容
相談時間

弁護士(元公証人)相談
司法書士相談
高齢者健康相談
心配ごと相談
福祉相談
地域包括支援センター

遺言・離婚・契約(金銭・賃貸)などの法律相談/13:00~15:30 要予約

財産(不動産・登記等)に関することについて/13:00~15:00 要予約

高齢者の健康について/10:30~11:30

日常の悩み事について/13:00~16:00

福祉に関することについて/9:00~16:00

高齢者についての介護・権利擁護・虐待などの総合相談/

9:00~16:00(平日、土曜日) ※土曜日は要予約

※相談日は、若干変更することもありますので、ご確認の上お越しください。

■善意の寄付・香典返しのご寄付について■

詳しくは、鈴鹿市社会福祉協議会までTEL382-5971

この広報は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

